

十和田市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

令和8年3月

十和田市

目次

第1章	計画の基本的事項	
第1節	計画策定の背景と趣旨	1
第2節	計画の位置づけ	1
第3節	計画の対象区域	2
第4節	計画期間	2
第5節	広域的取組の推進	3
第6節	計画の進行管理	3
第2章	市の概要	
第1節	位置・地勢	4
第2節	人口及び世帯数の推移	4
第3節	産業構造	6
第3章	ごみ処理の現状と課題	
第1節	ごみの処理体系	7
第2節	分別区分	7
第3節	処理フロー	8
第4節	ごみ総排出量	9
第5節	1人1日当たりのごみ排出量	11
第6節	可燃ごみの組成	14
第7節	リサイクル率	15
第8節	収集・運搬の現状	18
第9節	中間処理の現状	19
第10節	最終処分の現状	21
第11節	ごみ処理経費の現状	22
第12節	目標値の達成状況	22
第13節	課題	25
第4章	ごみ排出量の見込み（現状の施策維持の場合）	
第1節	将来人口の推計	26
第2節	ごみ排出量の予測	26
第3節	リサイクル率の予測	28
第5章	目標値の設定	
第1節	可燃ごみ	30
第2節	不燃ごみ	31
第3節	粗大ごみ	32
第4節	資源ごみ	33
第5節	リサイクル率	34
第6節	ごみ排出量の見込みと目標値（まとめ）	36
第6章	ごみ処理基本計画	
第1節	基本方針	37
第2節	目標達成に向けた施策	37
第3節	市民・事業者・行政（市及び広域事務組合）の役割と取組	38
第4節	将来のごみ分別区分	41
第5節	ごみの適正処理	42
第6節	ごみ処理施設の整備	44
第7節	その他	45
参考資料		
資料1	ごみ排出量の実績（総排出量）	46
資料2	ごみ排出量の実績（原単位）	47
資料3	資源化量の実績と推計	48
資料4	ごみ排出量の見込み（目標値）	48

第1章 計画の基本的事項

第1節 計画策定の背景と趣旨

これまで、生活の質の向上や利便性を求める中で、大量生産・大量消費が進展し、それに伴い大量廃棄の社会が形成されてきました。この結果、環境や物質の循環機能が損なわれ、気候変動やエネルギー問題、自然災害の頻発といった多様な課題が深刻化しています。一般廃棄物の処理を取り巻く状況では、平成27年の国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された「持続可能な開発目標（SDGs）」が契機となり、食品ロスや海洋プラスチックごみなどの環境問題に対する関心が高まっています。また、国内では「循環型社会形成推進基本法」の策定以降、「食品ロスの削減の推進に関する法律」（令和元年法律第19号）や「プラスチック資源循環戦略」（令和元年5月）が策定されるなど、廃棄物・リサイクル対策を強化する動きが進んでいます。

こうした背景の中、本市では、令和4年3月に「第5次とわだエコ・オフィスプラン（十和田市役所環境保全率先行動計画）」、令和6年4月に「第5次十和田市ごみ減量行動計画」、令和7年3月に「十和田市地球温暖化対策実行計画 区域施策編」を策定し、ごみの減量やリサイクルの推進のため様々な取組を進めているところです。

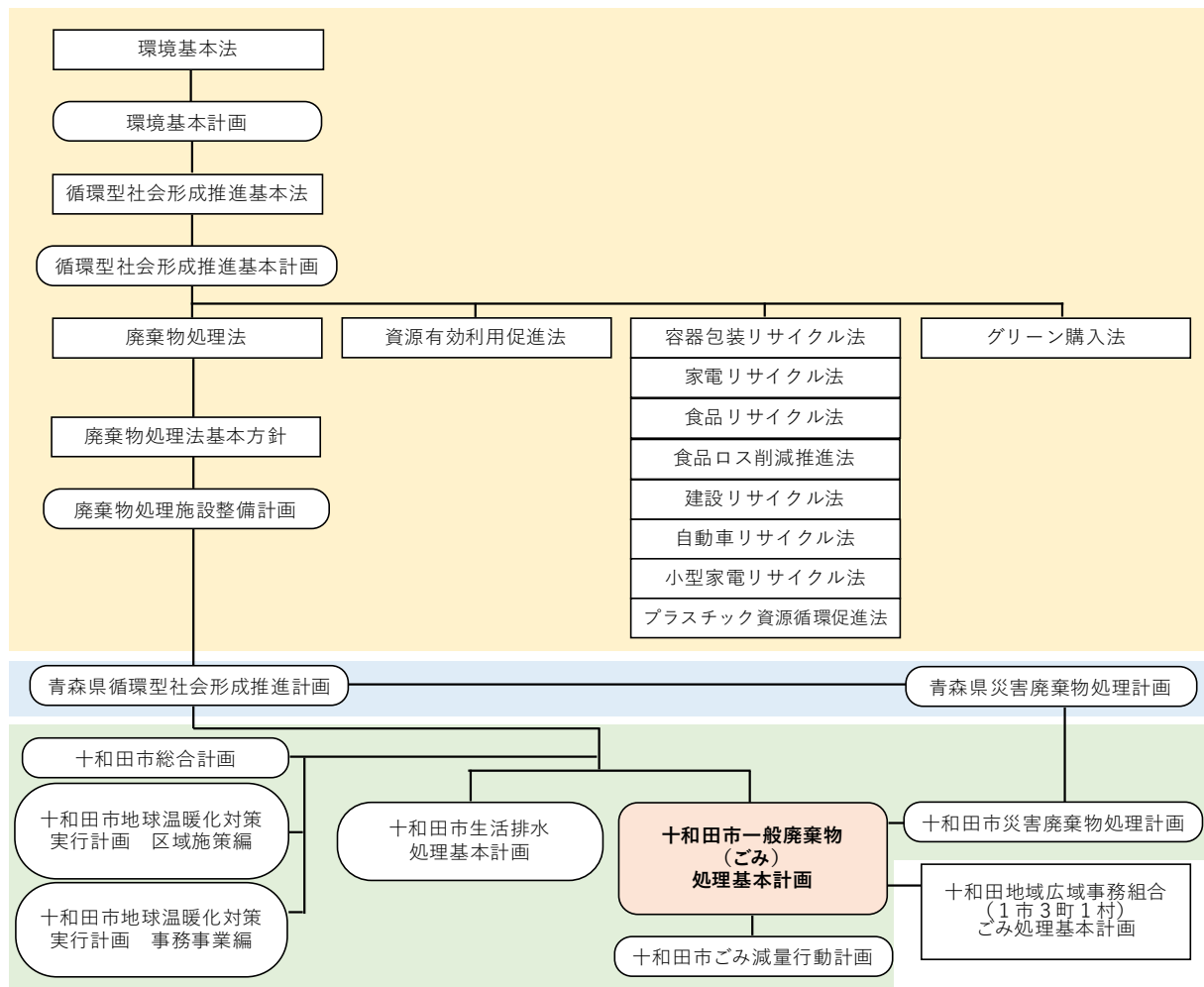
特に、市民生活や事業活動から発生する廃棄物の適正な処理や減量化は、本市の環境保全施策において最重要課題の一つとなっています。一般廃棄物の処理については、廃棄物の排出を抑制するとともに、適正な分別、再生、処分などを行い、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図ることを目的に、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という。）に基づき、市町村には区域内から発生する一般廃棄物の処理に関する計画の策定が義務付けられています。

以上を踏まえ、本市では、市民・事業者・行政がそれぞれの役割と責任を果たしながら、資源を大切にし、ごみの発生を抑制するリサイクルが進んだ循環型社会を構築することを目標に、令和8年度から令和17年度までの10年間を計画期間とする「十和田市一般廃棄物処理基本計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

第2節 計画の位置づけ

本計画は、上位計画に当たる本市の総合計画「第2次十和田市総合計画」（以下「総合計画」という。）、環境省が策定している「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（以下「廃棄物処理基本方針」という。）、青森県が策定している「第5次青森県循環型社会形成推進計画（令和8年度～令和12年度）」などの関連計画と整合性を図るとともに、各種関係法令や、廃棄物の共同処理をしている関係3町1村（六戸町、おいらせ町、五戸町、新郷村）及び十和田地域広域事務組合（以下「広域事務組合」という。）における一般廃棄物処理基本計画等についても齟齬を来さないように配慮しています。[図 1-1]

図 1-1 計画の位置づけ



第3節 計画の対象区域

本計画の対象地域は、本市の行政区域全域とします。ただし、施策の推進に当たっては、適正なごみ処理の観点から、関係法令等も踏まえながら広域的な対応を視野に入れ、他の地方公共団体や関係機関等と相互に連携・協力を図ることとします。

第4節 計画期間

計画期間は、令和8年度を初年度として、令和17年度までの10年間とします。

また、近年のごみ処理を取り巻く急速な社会環境の変化に対応するため、令和12年度を中間目標年次として設定し、計画の達成状況等を踏まえ見直しを行います。

第5節 広域的取組の推進

一般廃棄物の処理は、財政的・技術的な理由から、全国的に複数の自治体による広域的処理が行われており、本市においても広域事務組合が収集・運搬し、焼却、破碎、選別、梱包などの中間処理及び最終処分を広域的に行っています。

本計画の実施に当たっても、構成町村及び広域事務組合との連携を念頭に、より効果的・効率的な事業展開を図っていきます。

第6節 計画の進行管理

本計画では、「十和田市生活環境保全審議会」等の意見を踏まえながら、Plan（計画）、Do（実施）、Check（評価）、Act（見直し）のサイクルにより、効果的かつ効率的な執行体制の確立を図ります。

第2章 市の概要

第1節 位置・地勢

本市は、青森県の県南地方内陸部に位置し、市域面積は725.65km²で、県内40市町村中、むつ市（市域面積864.20km²）、青森市（824.61km²）に次ぐ3番目の広さを有しています。

西部には大岳、高田大岳などの八甲田山系や十和田山、十和利山などの山地が広がり、全国的な知名度を誇る十和田湖を源とする奥入瀬川が太平洋へと注いでいます。また、東部には三本木原台地が広がり、市街地と農村地帯が形成されています。

十和田湖や奥入瀬溪流、八甲田山系を含む市域面積の約3分の1が十和田八幡平国立公園に指定されています。さらに、十和田湖と奥入瀬溪流は国の特別名勝及び天然記念物にも指定され、全国的に有名な観光資源となっています。

湖や溪流から市街地への標高差があるため、自然環境の違いがはっきりと感じられます。こうした地形は気候にも影響を及ぼし、夏季はヤマセと呼ばれる偏東風が吹き、低温多湿になることがあり、冬季は北西の季節風が強く、山間部では積雪が多い一方、平野部は乾燥して比較的積雪が少ない地域です。

第2節 人口及び世帯数の推移

本市の令和7年9月30日現在の人口は、56,795人で、世帯数は28,206世帯となっています。過去10年間でみると人口は減少していますが、世帯数は増加しています。[表2-1]

人口動態については、過去10年間でみると、自然動態は死亡者数が出生者数を上回る自然減で推移しています。社会動態は、転出者数が転入者数を上回り、結果、総人口は減少しています。[表2-2]

年齢階層別人口では、65歳未満の人口は減少していますが、65歳以上の人口は増加し、高齢化率（総人口に占める65歳以上の人口割合）は令和7年度で36.2%となり高齢化が進んでいます。[表2-3、図2-1]

人口分布状況は、市役所等が立地する市街地を中心に人口が集積する一方、郊外部や中山間部においても小さな集落等が点在しており、薄く広く人口が分布しています。

表2-1 人口及び世帯数 (単位：人、世帯)

年度	H28	H29	H30	R元	R2
人口	63,014	62,372	61,768	61,158	60,485
世帯	27,409	27,483	27,570	27,667	28,833

年度	R3	R4	R5	R6	R7
人口	59,793	59,137	58,471	57,520	56,795
世帯	27,955	28,075	28,176	28,158	28,206

住民基本台帳 各年度とも9月30日現在

表 2-2 人口動態

(單位：人)

年	自然動態			社会動態			總增減 (總計)
	出生	死亡	增減	轉入	轉出	增減	
H 28	419	818	▲ 399	1,815	1,902	▲ 87	▲ 486
H 29	383	763	▲ 380	1,692	1,974	▲ 282	▲ 662
H 30	376	830	▲ 454	1,792	1,917	▲ 125	▲ 579
R 元	344	882	▲ 538	1,781	1,893	▲ 112	▲ 650
R 2	320	859	▲ 539	1,616	1,799	▲ 183	▲ 722
R 3	281	860	▲ 579	1,704	1,804	▲ 100	▲ 679
R 4	315	904	▲ 589	1,717	1,770	▲ 53	▲ 642
R 5	278	952	▲ 674	1,729	1,751	▲ 22	▲ 696
R 6	206	965	▲ 759	1,564	1,772	▲ 208	▲ 967
R 7	225	888	▲ 663	1,711	1,745	▲ 34	▲ 697

住民基本台帳

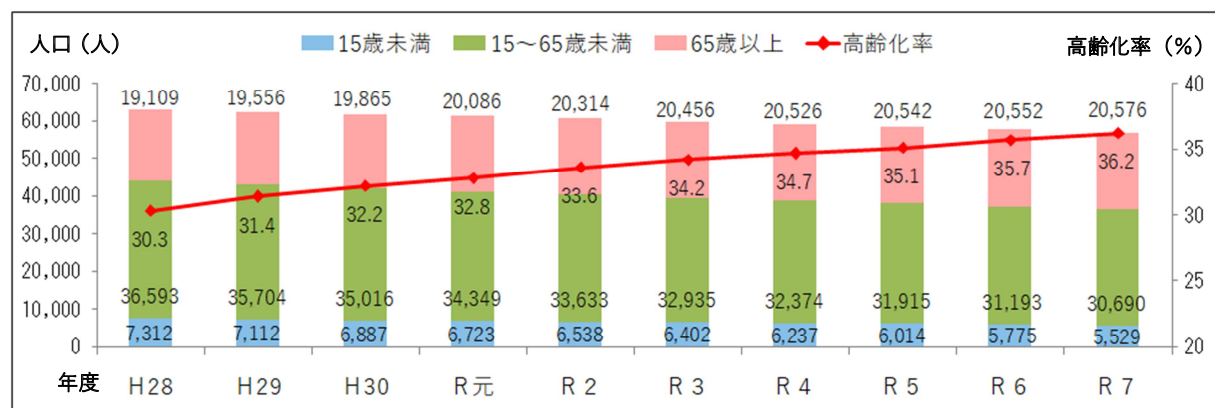
表 2-3 年齡階層別人口

(單位：%、人)

年度	高齢化率	65歳以上	15~65歳未満	15歳未満
H 28	30.3%	19,109	36,593	7,312
H 29	31.4%	19,556	35,704	7,112
H 30	32.2%	19,865	35,016	6,887
R 元	32.8%	20,086	34,349	6,723
R 2	33.6%	20,314	33,633	6,538
R 3	34.2%	20,456	32,935	6,402
R 4	34.7%	20,526	32,374	6,237
R 5	35.1%	20,542	31,915	6,014
R 6	35.7%	20,552	31,193	5,775
R 7	36.2%	20,576	30,690	5,529

住民基本台帳 9月30日現在

図 2-1 年齡階層別人口



第3節 産業構造

市の産業別就業人口（15歳以上）は、平成12年から令和2年までで年々減少し、全体で約6,700人減少しています。産業別の構成比で見ると、すべて減少しています。[表2-4]

市内の事業所数は、平成21年から令和3年までで見ると、全体で854事業所減少しています。産業別で見ると、第1次産業は増加していますが、第2次産業・第3次産業ともに減少しています。[表2-5]

表2-4 産業別就業人口の推移 (単位：人)

区分		年					H12と R2の比較
		H12	H17	H22	H27	R2	
第1次産業	人数	5,133	4,740	3,657	3,767	3,422	▲1,711
	構成比	14.2%	13.7%	11.3%	12.1%	11.6%	▲33.3%
第2次産業	人数	9,919	8,467	6,898	6,821	6,518	▲3,401
	構成比	27.4%	24.4%	21.3%	21.9%	22.1%	▲34.3%
第3次産業	人数	21,077	21,468	19,463	19,263	18,681	▲2,396
	構成比	58.3%	61.9%	60.0%	61.9%	63.5%	▲11.4%
分類不能	人数	34	29	2,428	1,247	820	786
合計	人数	36,163	34,704	32,446	31,098	29,441	▲6,722
	構成比	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	▲18.6%

国勢調査

表2-5 事業所数の推移 (単位：事業所)

区分		年					H21と R3の比較
		H21	H24	H26	H28	R3	
第1次産業		64	56	63	57	76	12
第2次産業		510	491	499	484	448	▲62
第3次産業		3,211	2,780	2,855	2,661	2,407	▲804
合計		3,785	3,327	3,417	3,202	2,931	▲854

経済センサス活動調査

第3章 ごみ処理の現状と課題

第1節 ごみの処理体系

各家庭からごみステーションへ排出されたごみは広域事務組合が収集し、十和田ごみ焼却施設及び十和田粗大ごみ処理施設に搬入しています。搬入されたごみは焼却や破碎等の中間処理を行い、資源化できるものは資源化し、できないものは最終処分（埋立）しています。

第2節 分別区分

ごみの分別区分は、表 3-1 に示すとおりです。

表 3-1 ごみの分別区分

分別区分		主な内容	
燃えるごみ		生ごみ・貝殻、天ぷら油、プラマーク以外のプラスチック製品、水洗いしても汚れの落ちないプラスチック容器、靴・革・ゴム製品、使い捨てカイロ、保冷剤・乾燥剤、使い捨てライター、板・枝類、ビニールホース	
燃えないごみ		金物・ガラス類、陶器類、刃物、小型家電製品、電球・蛍光灯、乾電池・ボタン電池、傘、水洗いしても汚れの落ちないびん・ガラス容器	
粗大ごみ		タンス、ストーブ、マットレス、ベッド、机、食器棚、耐火金庫、自転車、漬物石（店頭販売のもの）、土砂・砂利・ブロック・レンガ（園芸用のもの）、ホームタンク、物干し台、ボウリングの球、油圧ジャッキ、けん引ロープ	
資源ごみ	缶	スチール缶、アルミ缶、王冠、お菓子の缶、スプレー缶	
	びん	飲食用のびん、ワンカップ	
	プラスチック	プラスチック製容器包装	プラマークのついているもの、発泡スチロール
		ペットボトル	ペットボトル
	紙	紙製容器包装	紙マークのついているもの
		紙バック	紙バック
		新聞	新聞
段ボール		段ボール	
	雑誌・チラシ	雑誌・チラシ、本、コピー用紙	

第3節 処理フロー

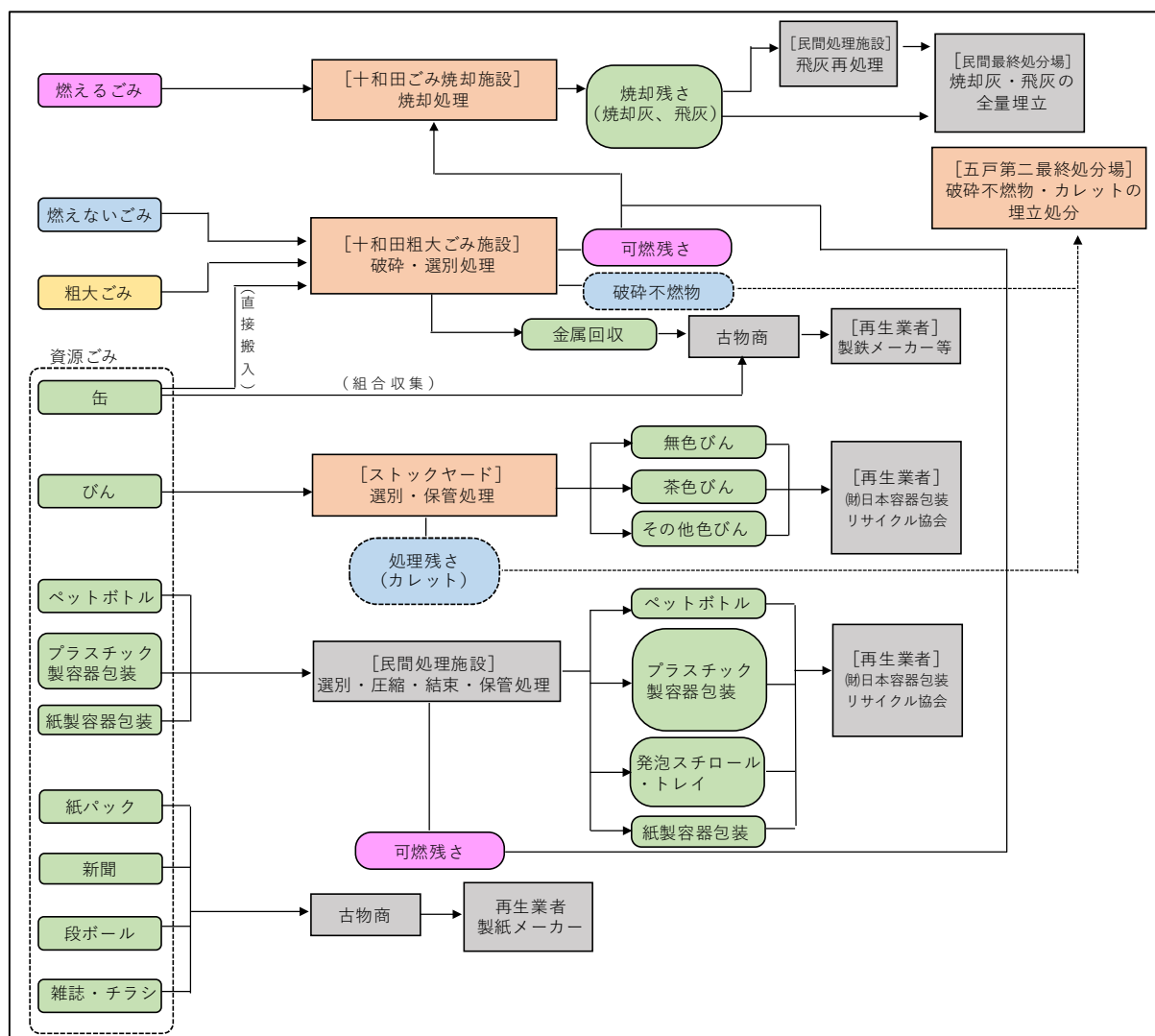
排出されたごみは、図 3-1 に示すように処理・処分を行っています。

燃えるごみ（以下「可燃ごみ」という。）は、焼却施設で焼却処理し、焼却後の焼却灰は、民間の最終処分場に埋立しています。飛灰は民間の処理施設で再処理した後、民間の最終処分場に埋立しています。

燃えないごみ（以下「不燃ごみ」という。）、粗大ごみ及び直接搬入の缶は、破碎・選別処理し、金属を回収して資源化しています。資源化されない可燃残さは焼却施設で焼却処理し、破碎不燃物は広域事務組合の最終処分場に埋立しています。

資源ごみはそれぞれ選別等を行い、資源化を図っています。びんはストックヤードにて無色、茶色、その他の3種に選別し再生業者へ引き渡しています。ペットボトル、プラスチック製容器包装、紙製容器包装は民間の処理施設にて選別・圧縮・結束等の処理を行い、再生業者へ引き渡しています。収集された缶、紙パック、新聞、段ボール、雑誌・チラシは、直接古物商へ引き渡しています。[図 3-1]

図 3-1 ごみ処理フロー



第4節 ごみ総排出量

本市のごみの総排出量は、令和6年度では19,634トンとなっており、令和2年度の21,778トンと比較すると、2,144トン（約9.8%）減少しました。ごみの排出量の内訳として最も多いのが、可燃ごみで全体の約85.5%を占め、次に資源ごみ（資源集団回収を含む）が約8.3%となっています。[表3-2、図3-2]

ごみの排出元区分では、各家庭から排出される「家庭系ごみ」と事業所から排出される「事業系ごみ（産業廃棄物を除く）」に分別され、令和6年度の家庭系ごみの排出量は13,722トンとなっており、令和2年度の14,840トンと比較すると、1,118トン（約7.5%）減少しました。また、令和6年度の事業系ごみは5,912トンとなっており、令和2年度の6,938トンと比較すると、1,026トン（約14.8%）減少しました。[表3-3、図3-3]

表3-2 ごみの分別区分による排出量の推移

（単位：t、g）

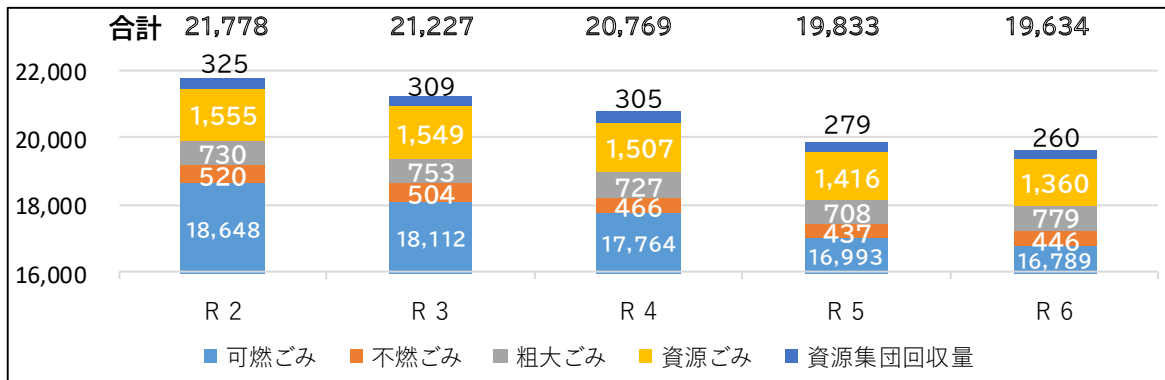
種別		年度				
		R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
市の負担金（千円）		477,248	455,525	488,330	614,706	581,447
十和田市の人口（人）※9月30日		60,485	59,793	59,137	58,471	57,520
ごみ 総排出量 （t）	可燃ごみ	18,648	18,112	17,764	16,993	16,789
		(85.6%)				(85.5%)
			▲ 536	▲ 348	▲ 771	▲ 204
	不燃ごみ	520	504	466	437	446
			▲ 16	▲ 38	▲ 29	9
	粗大ごみ	730	753	727	708	779
				23	▲ 26	▲ 19
資源ごみ	1,555	1,549	1,507	1,416	1,360	
		▲ 6	▲ 42	▲ 91	▲ 57	
資源集団 回収量	8.6% 323	307	303	277	8.3% 258	
		▲ 16	▲ 4	▲ 26	▲ 18	
使用済小型家電 回収量	2	2	2	2	2	
		0	0	0	0	
合計		21,778	21,227	20,769	19,833	19,634
			▲ 551	▲ 458	▲ 936	▲ 199
原単位（1人1日当たりの排出量）（g）※		986	973	962	927	935

一般廃棄物処理事業実態調査結果（環境省）、広域事務組合資料、まちづくり支援課資料
 (注)表中、下段数値は前年度比

※原単位（1人1日当たりの排出量）＝総排出量（t）×10⁶÷年間総日数（日）÷人口（9月30日時点）、令和5年度はうるう年のため年間総日数は366日、以下では特に断りのない限りこの式を用いる。

図 3-2 ごみの分別区分による排出量の推移

(単位：t)



(注)使用済小型家電の回収量は、資源集団回収量に含む

表 3-3 ごみ排出元区分による排出量の推移

(単位：t)

種別		年度	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
排出量 (t)	家庭系	可燃ごみ	11,869	12,083	11,844	11,341	11,083
				214	▲ 239	▲ 503	▲ 258
		不燃ごみ	496	472	435	401	409
				▲ 24	▲ 37	▲ 34	8
		粗大ごみ	650	650	630	606	662
			0	▲ 20	▲ 24	56	
	資源ごみ	1,825	1,804	1,761	1,646	1,568	
			▲ 21	▲ 43	▲ 115	▲ 78	
	小計	14,840	15,009	14,670	13,994	13,722	
			169	▲ 339	▲ 676	▲ 272	
事業系	可燃ごみ	6,779	6,029	5,920	5,652	5,706	
			▲ 750	▲ 109	▲ 268	54	
	不燃ごみ	24	32	31	36	37	
			8	▲ 1	5	1	
	粗大ごみ	80	103	97	102	117	
		23	▲ 6	5	15		
資源ごみ	55	54	51	49	52		
		▲ 1	▲ 3	▲ 2	3		
小計	6,938	6,218	6,099	5,839	5,912		
		▲ 720	▲ 119	▲ 260	73		

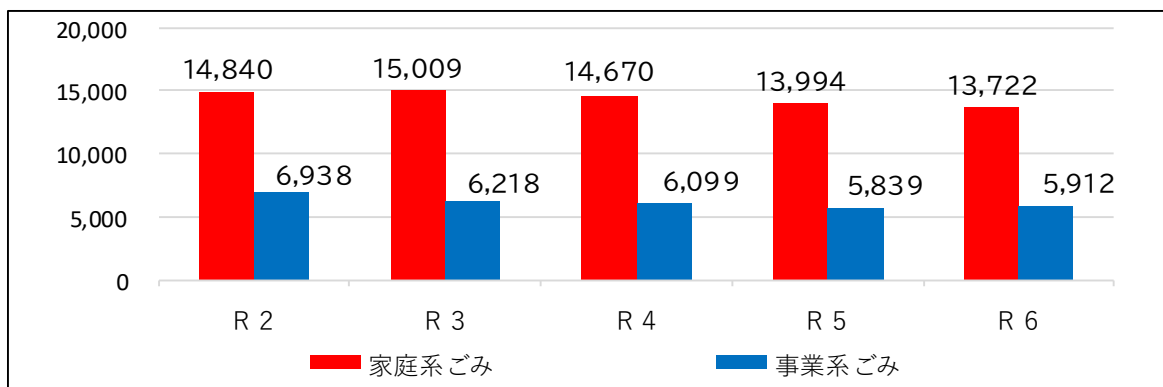
種別		年度	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
排出量 (t)	合計	可燃ごみ	18,648	18,112	17,764	16,993	16,789
				▲ 536	▲ 348	▲ 771	▲ 204
		不燃ごみ	520	504	466	437	446
				▲ 16	▲ 38	▲ 29	9
		粗大ごみ	730	753	727	708	779
				23	▲ 26	▲ 19	71
		資源ごみ	1,880	1,858	1,812	1,695	1,620
		▲ 22	▲ 46	▲ 117	▲ 75		
	合計	21,778	21,227	20,769	19,833	19,634	
			▲ 551	▲ 458	▲ 936	▲ 199	

一般廃棄物処理事業実態調査結果（環境省）、広域事務組合資料

(注)表中、下段数値は前年度比。資源ごみは「資源集団回収」及び「使用済小型家電回収」分を含む。

図 3-3 ごみ排出元区分による排出量の推移

(単位：t)



第5節 1人1日当たりのごみ排出量

ごみの排出量は人口の増減に影響を受けることから、市民1人が1日に排出するごみの量で見ると、令和6年度の1人1日当たりのごみの排出量は935gであり、令和2年度の986gより51g減少しています。内訳としては、家庭系ごみが令和6年度は654gであり、令和2年度の672gと比較すると18g減少しています。事業系ごみは、令和6年度は281gであり、令和2年度の314gと比較すると33g減少しています。[表3-4]

表 3-4 1人1日当たりのごみ排出量の推移

(単位：g)

種別		年度	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
原 単 位 (1 人 1 日 当 た り の 排 出 量) (g)	家庭系	可燃ごみ	538	553	549	530	528
				15	▲ 4	▲ 19	▲ 2
		不燃ごみ	22	22	20	19	19
				0	▲ 2	▲ 1	0
		粗大ごみ	29	30	29	28	32
			1	▲ 1	▲ 1	4	
	資源ごみ	83	83	82	77	75	
			0	▲ 1	▲ 5	▲ 2	
	小 計	672	688	680	654	654	
			16	▲ 8	▲ 26	0	
	事業系	可燃ごみ	307	277	274	264	272
				▲ 30	▲ 3	▲ 10	8
		不燃ごみ	1	1	2	2	2
				0	1	0	0
		粗大ごみ	4	5	4	5	5
		1	▲ 1	1	0		
資源ごみ	2	2	2	2	2		
		0	0	0	0		
小 計	314	285	282	273	281		
		▲ 29	▲ 3	▲ 9	8		
合 計	可燃ごみ	845	830	823	794	800	
			▲ 15	▲ 7	▲ 29	6	
	不燃ごみ	23	23	22	21	21	
			0	▲ 1	▲ 1	0	
	粗大ごみ	33	35	33	33	37	
		2	▲ 2	0	4		
資源ごみ	85	85	84	79	77		
		0	▲ 1	▲ 5	▲ 2		
合 計	986	973	962	927	935		
		▲ 13	▲ 11	▲ 35	8		

一般廃棄物処理事業実態調査結果（環境省）、広域事務組合資料、まちづくり支援課資料
(注)表中、下段数値は前年度比

また、令和5年度における1人1日当たりのごみの排出量を県平均や全国平均と比較すると、本市は927gで、青森県平均の967gより40g少なく、全国平均の851gより76g多い状況です。[表3-5、図3-4]

表 3-5 1人1日当たりのごみ排出量の推移

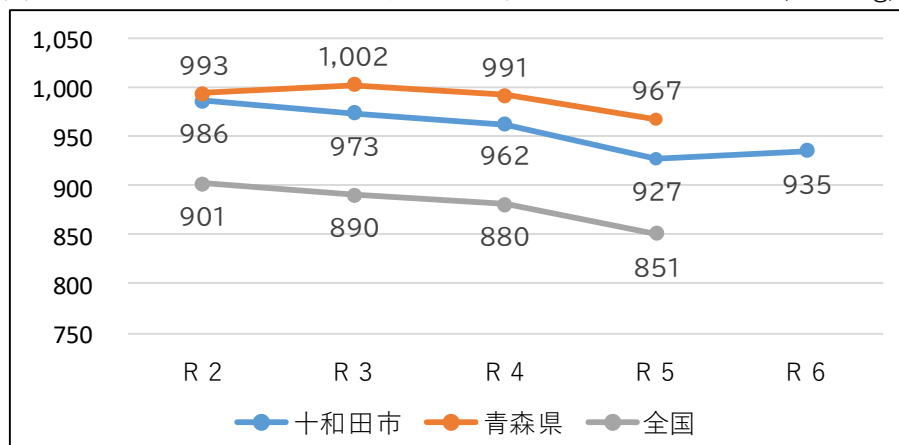
(単位：g)

種別		年度				
		R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
十和田市	家庭系	672	688	680	654	654
			16	▲ 8	▲ 26	0
	事業系	314	285	282	273	281
			▲ 29	▲ 3	▲ 9	8
	合 計	986	973	962	927	935
			▲ 13	▲ 11	▲ 35	8
青森県	家庭系	689	690	678	652	
			1	▲ 12	▲ 26	
	事業系	304	312	313	315	
			8	1	2	
	合 計	993	1,002	991	967	
			9	▲ 11	▲ 24	
全国	家庭系	520	508	496	475	
			▲ 12	▲ 12	▲ 21	
	事業系	381	382	384	376	
			1	2	▲ 8	
	合 計	901	890	880	851	
			▲ 11	▲ 10	▲ 29	

一般廃棄物処理事業実態調査結果（環境省）、広域事務組合資料、まちづくり支援課資料
 (注)表中、下段数値は前年度比

図 3-4 1人1日当たりのごみ排出量の推移

(単位：g)



第6節 可燃ごみの組成

ごみの排出量の約85%を占める可燃ごみの組成割合は、生ごみ類が最も多く、次に紙類、ビニール類などとなっています。[表3-6、図3-5]

表3-6 可燃ごみ組成割合の推移

(単位：%、ポイント)

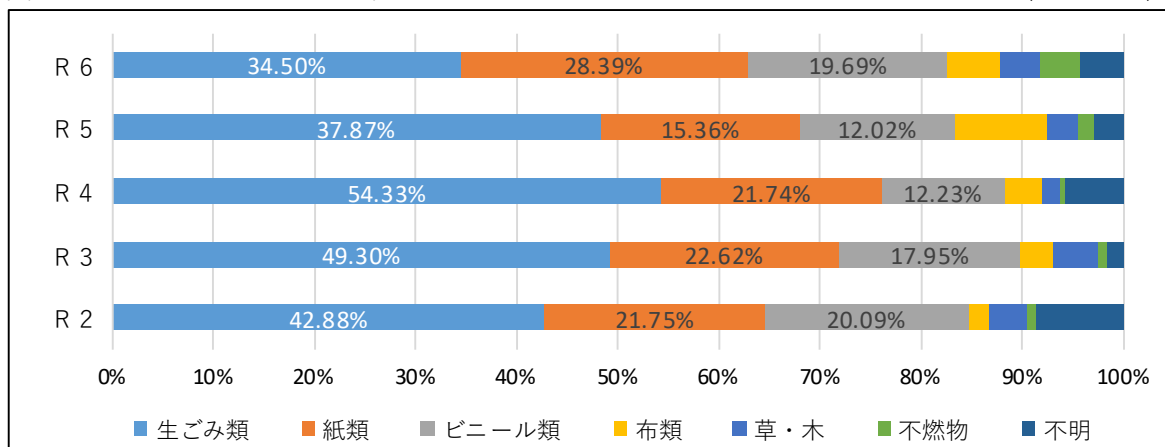
種別 \ 年度	R2	R3	R4	R5	R6
生ごみ類	42.88%	49.30%	54.33%	37.87%	34.50%
		6.42	5.03	▲16.46	▲3.37
紙類	21.75%	22.62%	21.74%	15.36%	28.39%
		0.87	▲0.88	▲6.38	13.03
ビニール類	20.09%	17.95%	12.23%	12.02%	19.69%
		▲2.14	▲5.72	▲0.21	7.67
布類	2.10%	3.25%	3.72%	7.20%	5.32%
		1.15	0.47	3.48	▲1.88
草・木	3.69%	4.40%	1.69%	2.39%	3.97%
		0.71	▲2.71	0.70	1.58
不燃物	0.88%	1.00%	0.61%	1.27%	3.91%
		0.12	▲0.39	0.66	2.64
不明	8.61%	1.48%	5.67%	2.16%	4.22%
		▲7.13	4.19	▲3.51	2.06

(注)表中、下段数値は前年度比

広域事務組合資料

図3-5 可燃ごみ組成割合の推移

(単位：%)



第7節 リサイクル率

表3-7の本市回収分のリサイクル率(表中④)は、8.2%から8.7%の間で横ばいで推移しています。広域事務組合の処理施設回収分のリサイクル率(表中⑤)は、令和4年度以降減少しています。その理由は、可燃ごみを焼却した後の焼却灰及び飛灰のセメント原料化(表中③)の量が大きく減少しているためです。これは、セメント需要の減少等によりセメント原料化(資源化)する焼却灰が減少し、埋立したことによるものです。

両方を合わせた行政回収分リサイクル率(表中㉔)は、令和6年度は12.2%となっており、令和2年度の18.6%と比較すると、6.4ポイント減少しています。このように、十和田市のリサイクル率は焼却灰のセメント原料化に大きく依存しています。

なお、環境省の一般廃棄物処理事業実態調査の対象外となっている、資源回収事業者やスーパー等の店頭回収等、市町村等の行政が関与しない民間による資源回収量(以下「民間回収量」という。)について、県が平成29年度から資源回収業者を対象に実施しているアンケート調査を基に、十和田市の民間回収量を推計しました*。十和田市の民間回収量は令和5年度で4,718tと推計され、その量を含めた市全体のリサイクル率は30.4%と推計されます。

[表3-8、図3-6]

※ $\frac{\text{十和田市資源化量}}{\text{青森県総資源化量}} \times \text{青森県民間回収量}$

表 3-7 リサイクル率、資源化量の推移（行政回収分）

（単位：t、%）

年度	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
①ごみ総排出量	21,778	21,227	20,769	19,833	19,634
		▲ 551	▲ 458	▲ 936	▲ 199
十和田市回収分資源化量①	1,843	1,839	1,766	1,678	1,608
		▲ 4	▲ 73	▲ 88	▲ 70
資源ごみ資源化量	1,518	1,530	1,461	1,399	1,348
		12	▲ 69	▲ 62	▲ 51
資源集団回収量	323	307	303	277	258
		▲ 16	▲ 4	▲ 26	▲ 19
使用済小型家電回収量	2	2	2	2	2
		0	0	0	0
広域事務組合の処理施設回収分資源化量② （十和田市分）	2,213	2,783	1,914	1,061	790
		570	▲ 869	▲ 853	▲ 271
不燃ごみと粗大ごみから回収した有用金属量	361	353	331	299	301
		▲ 8	▲ 22	▲ 32	2
焼却灰・飛灰セメント原料化量③	1,852	2,430	1,583	762	489
		578	▲ 847	▲ 821	▲ 273
②資源化量の合計（行政回収分） （①+②）	4,056	4,622	3,680	2,739	2,398
		566	▲ 942	▲ 941	▲ 341
③行政回収分リサイクル率（%） ②÷①×100	18.6%	21.8%	17.7%	13.8%	12.2%
		3.2	▲ 4.1	▲ 3.9	▲ 1.6
十和田市回収分リサイクル率（%）④ ①÷①×100	8.5%	8.7%	8.5%	8.5%	8.2%
		0.2	▲ 0.2	0.0	▲ 0.3
広域事務組合の処理施設回収分 リサイクル率（%）⑤（②÷①×100）	10.1%	13.1%	9.2%	5.3%	4.0%
		2.9	▲ 3.9	▲ 3.9	▲ 1.3

表 3-8 リサイクル率、資源化量の推移（民間回収分・市全体）

（単位：t、%）

年度	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
民間回収量（十和田市分 推計）⑥	6,243	6,975	5,687	4,718	公表前
		732	▲ 1,288	▲ 969	
⑦市全体の資源化量（推計） ⑥+⑥	10,299	11,597	9,367	7,457	
		1,298	▲ 2,230	▲ 1,910	
民間回収分リサイクル率（推計）（%） ⑥÷（①+⑥）×100	22.3%	24.7%	21.5%	19.2%	
		2.4	▲ 3.2	▲ 2.3	
市全体のリサイクル率（推計）（%） ⑦÷（①+⑦）×100	36.8%	41.1%	35.4%	30.4%	
		▲ 3.6	▲ 5.7	▲ 5.0	

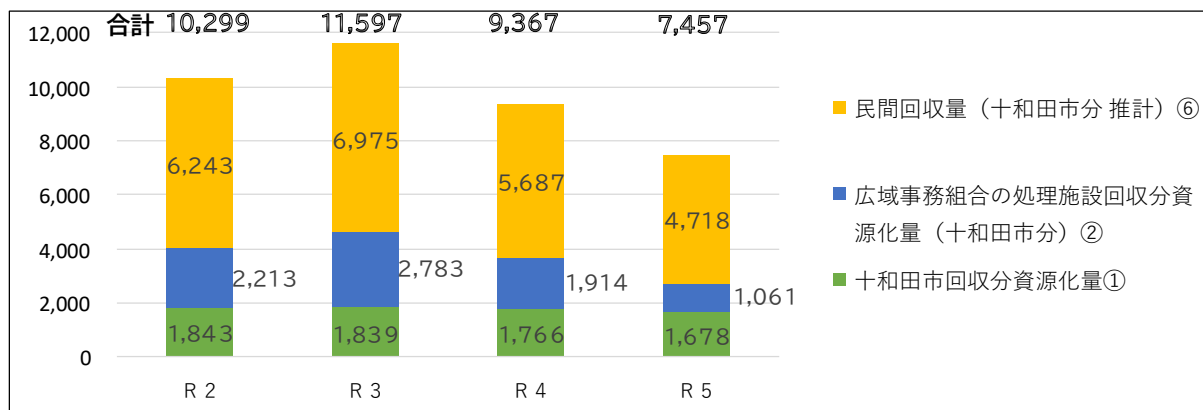
表 3-7、表 3-8 とともに

一般廃棄物処理事業実態調査結果（環境省）、青森県資料、広域事務組合資料、まちづくり支援課資料

（注）表中、下段数値は前年度比、リサイクル率（%）＝資源化量÷ごみ総排出量×100

図 3-6 十和田市内の資源化量

(単位：t)

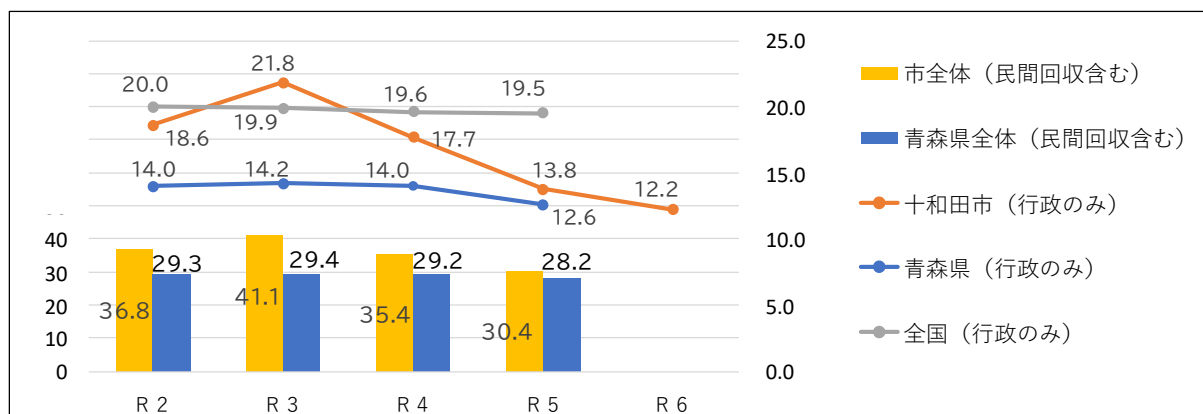


本市のリサイクル率（行政のみ）について、確定値が公表されている令和5年度の青森県平均及び全国平均と比較すると、青森県平均を上回っていますが、全国平均を下回っています。

また、民間回収量を含んだリサイクル率も青森県平均を上回っています。[図 3-7]

図 3-7 リサイクル率の推移

(単位：%)



第8節 収集・運搬の現状

ごみの収集・運搬は広域事務組合が行っており、十和田市は全域が収集区域で、収集人口は56,795人（令和7年9月30日現在）です。

ごみの収集方法等は、家庭系ごみを表3-9に、事業系ごみを表3-10にそれぞれ示しており、家庭系ごみの収集運搬量は、表3-11に示すとおりです。

表3-9 家庭系ごみの収集方法等

分別区分		収集回数	収集方法	排出方法	
燃えるごみ		週2回	ステーション方式	指定ごみ袋	
燃えないごみ		月1回	ステーション方式	指定ごみ袋	
粗大ごみ		月4回	有料予約制による 個別収集	粗大ごみ処理券 貼付	
資源ごみ	缶	月1回	ステーション方式	指定ごみ袋	
	びん	月1回	ステーション方式	指定ごみ袋	
	プラスチック	ペットボトル	月2回	ステーション方式	指定ごみ袋
		プラスチック製 容器包装	月2回	ステーション方式	指定ごみ袋
	紙	紙製容器包装	月1回	ステーション方式	指定ごみ袋
		紙パック	月1回	ステーション方式	ひもで十字に縛る
		段ボール	月1回	ステーション方式	ひもで十字に縛る
		新聞	月1回	ステーション方式	ひもで十字に縛る
		雑誌・チラシ	月1回	ステーション方式	ひもで十字に縛る

表3-10 事業系ごみの収集方法等

分別区分	収集回数	収集方法
分別は家庭系ごみに準じる	必要の都度	排出者が自ら運搬又は一般廃棄物収集運搬業 許可業者が個別収集

表3-11 家庭系ごみの収集運搬量

(単位：t)

年度	R2	R3	R4	R5	R6
可燃ごみ	11,502.72	11,516.28	11,145.12	10,680.46	10,425.72
不燃ごみ	364.53	347.23	318.68	282.42	286.59
粗大ごみ	15.78	16.80	18.85	19.09	19.04
資源ごみ	1,437.39	1,437.52	1,409.36	1,319.22	1,253.70
合計	13,320.42	13,317.83	12,892.01	12,301.19	11,985.05

広域事務組合資料

第9節 中間処理の現状

本市を含め構成市町村から発生したごみのうち、可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ及び資源ごみの一部は、広域事務組合の十和田ごみ焼却施設及び十和田粗大ごみ処理施設で中間処理を行っています。施設の概要は表3-12のとおりです。

また、民間の処理施設において、ペットボトル、プラスチック製容器包装、発泡スチロール・トレイ、紙製容器包装は選別・圧縮・結束処理されています。[表3-13]

中間処理量は、表3-14から表3-16に示すとおりです。焼却処理後の焼却灰はセメント原料化を行ってきましたが、年々減少し、代わりに埋立量が増加しています。

表3-12 中間処理施設の概要

名 称	十和田ごみ焼却施設	十和田粗大ごみ処理施設
所 在 地	十和田市大字伝法寺字大窪 60-3	同左
竣 工	昭和 60 年 3 月	平成 9 年 3 月
改造後竣工	平成 14 年 6 月	—
処 理 能 力	150 t / 日 (75 t / 24 h × 2 炉)	破砕機 40 t / 5 h 粗大ごみ前処理破砕機 10 t / 5 h
処 理 方 式	全連続燃焼式焼却炉 (ストーカ方式)	衝撃剪断併用回転式破砕機

広域事務組合資料

表3-13 民間処理施設の概要

会 社 名	株式会社遠藤商店
所 在 地	十和田市大字相坂字白上 475
処 理 種 別	ペットボトル、プラスチック製容器包装、発泡スチロール・トレイ、紙製容器包装

表3-14 ごみ焼却施設の処理量 (構成市町村全体) (単位：t)

年度	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
処理量	33,799	33,511	32,852	31,640	31,200
		▲ 288	▲ 659	▲ 1,212	▲ 440
焼却灰・飛灰の セメント原料化量	3,274	4,383	2,850	1,380	881
		1,109	▲ 1,533	▲ 1,470	▲ 499
焼却灰・飛灰の 埋立量	1,388	120	1,518	2,464	3,067
		▲ 1,268	1,398	946	603

(注)表中、下段数値は前年度比

広域事務組合資料

表 3-15 粗大ごみ処理施設の処理量（構成市町村全体）（単位：t）

年度	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
処理量	2,176	2,157	2,083	2,021	2,113
		▲ 19	▲ 74	▲ 62	92
破砕可燃物	765	823	790	800	886
		58	▲ 33	10	86
埋立対象物	785	729	718	695	709
		▲ 56	▲ 11	▲ 23	14
資源化物	626	604	576	526	518
		▲ 22	▲ 28	▲ 50	▲ 8

(注)表中、下段数値は前年度比

広域事務組合資料

表 3-16 民間処理施設の処理量（構成市町村全体）（単位：t）

年度	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
処理量	1,730	1,728	1,710	1,778	1,602
		▲ 2	▲ 18	68	▲ 176
処理可燃物	66	32	54	29	21
		▲ 34	22	▲ 25	▲ 8
埋立対象物	8	3	2	0	0
		▲ 5	▲ 1	▲ 2	0
資源化物	1,656	1,693	1,654	1,649	1,581
		37	▲ 39	▲ 5	▲ 68

(注)表中、下段数値は前年度比

広域事務組合資料

第 10 節 最終処分の現状

本市を含め構成市町村から発生した可燃ごみを焼却処理した後の焼却灰及び飛灰は、埋立処分を行っています。最終処分場の概要と最終処分量は、表 3-17、表 3-18 で示すとおりです。

なお、焼却灰及び飛灰は民間の最終処分場（三戸町）に埋立し、破碎後の不燃残さは広域事務組合の五戸第 2 最終処分場に埋立しています。

表 3-17 最終処分場の概要

名 称	十和田最終処分場 ^{※1}	五戸第 2 最終処分場
所 在 地	十和田市大字切田字西大沼平 1-323 外	五戸町大字倉石中市字前新田 28-87
竣 工	昭和 59 年 5 月	平成 6 年 7 月
埋 立 面 積	33,700m ²	13,500m ²
埋 立 容 量	368,000m ³	61,680m ³
埋 立 方 式	サンドイッチ方式とセル方式の併用	サンドイッチ方式
残余容量 ^{※2}	13,651m ³	21,106m ³

広域事務組合資料

※ 1 十和田最終処分場は、広域事務組合において廃止に向けた手続を進めています。

※ 2 残余容量は、令和 7 年 3 月 31 日時点の数値を示します。

表 3-18 最終処分量（構成市町村全体）

（単位：t）

年度	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
直接埋立	501	0	0	0	0
		▲ 501	0	0	0
焼却灰及び飛灰	1,388	120	1,518	2,464	3,067
		▲ 1,268	1,398	946	603
破碎不燃残さ	793	732	720	695	709
		▲ 61	▲ 12	▲ 25	14
計	2,682	852	2,238	3,159	3,776
		▲ 1,830	1,386	921	617

（注）表中、下段数値は前年度比

広域事務組合資料

第 11 節 ごみ処理経費の現状

広域事務組合に於いてごみ処理にかかる経費は、年々増加しています。[表 3-19]

表 3-19 ごみ処理経費の推移（構成市町村全体）（単位：千円）

年度	R 2	R 3	R 4	R 5
ごみ処理経費	923,504	995,402	1,094,221	1,230,413
		71,898	98,819	136,192

(注)表中、下段数値は前年度比 広域事務組合資料

当市のごみ処理にかかる負担金は、増加傾向にあります。[表 3-20]

表 3-20 市の負担金と市民 1 人当たりのごみ処理経費（単位：千円、円）

年度	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
市の負担金(千円)	477,248	455,525	488,330	614,706	581,447
		▲21,723	32,805	126,376	▲33,259
市民 1 人当たりのごみ処理経費* (円)	7,890	7,618	8,258	10,513	10,109
		▲272	640	2,255	▲404

(注)表中、下段数値は前年度比

*市民 1 人当たりのごみ処理経費 = 市の負担金 (円) ÷ 市の人口 (人) (9 月 30 日現在)

第 12 節 目標値の達成状況

(1) ごみ処理基本計画の目標値の達成状況

広域事務組合が令和 3 年度に中間見直しを行った現在のごみ処理基本計画（平成 29 年度から令和 8 年度まで）における、本市のごみの排出量及びリサイクル率の目標値と実績値の比較を行いました。

本市の 1 人 1 日当たりのごみの排出量については、令和 8 年度目標値 965 g に対し、令和 6 年度実績が 935 g で目標を達成しています。各年度で見ると、令和 3 年度と令和 4 年度の家系ごみは目標を達成していませんが、令和 5 年度以降については目標を達成しています。[表 3-21]

また、リサイクル率については、広域事務組合全体の目標値（令和 8 年度）と本市の実績値（令和 6 年度）を比べると、目標を達成していません。[表 3-22]

表 3-21 広域事務組合ごみ処理基本計画における本市のごみ排出量の目標値と実績値の比較

		年度	R 3	R 4	R 5	R 6	
目 標 値	十和田市の人口（人）		60,095	59,705	59,314	58,924	
	ごみ排出量（トン）	家庭系	14,821	14,644	14,461	14,283	
		事業系	7,087	6,871	6,663	6,465	
		合計	21,908	21,515	21,124	20,748	
	原単位（1人1日当たりの排出量）（g）	家庭系	676	672	668	664	
		事業系	323	315	308	301	
		合計	999	987	976	965	
	実 績 値	十和田市の人口（人）		59,793	59,137	58,471	57,520
		ごみ排出量（トン）	家庭系	15,009	14,670	13,994	13,722
事業系			6,218	6,099	5,839	5,912	
合計			21,227	20,769	19,833	19,634	
原単位（1人1日当たりの排出量）（g）		家庭系	688	680	654	654	
		事業系	285	282	273	281	
		合計	973	962	927	935	
達 成 率		原単位の比較（%）	家庭系	98.3%	98.9%	102.1%	101.6%
			事業系	113.4%	111.8%	112.8%	107.0%
	合計		102.7%	102.7%	105.3%	103.2%	

※達成率：目標値／実績値×100（%）

広域事務組合資料、まちづくり支援課資料

表 3-22 広域事務組合ごみ処理基本計画における本市のリサイクル率の目標値と実績値の比較

	目標値（R 8） ※広域事務組合全体	実績値（R 6） ※十和田市	達成率（%）
リサイクル率（%）	22.8%	12.2%	53.5%

※達成率：実績値／目標値×100（%）

広域事務組合資料、まちづくり支援課資料

（2）ごみ減量行動計画の目標値の達成状況

広域事務組合が策定したごみ処理基本計画とは別に、市が独自に策定したごみ減量行動計画（第4次計画は令和3年度から令和5年度まで、第5次計画は令和6年度から令和10年度まで）におけるごみの排出量及びリサイクル率の目標値と実績値の比較を行いました。

本市の1人1日当たりのごみの排出量については、令和10年度目標値920gに対し、令和6年度実績は935gで目標を達成していません。各年度で見ると、令和3年度から令和5

年度では、家庭系ごみは目標を達成していませんが、事業系ごみは目標を達成しています。令和6年度では、家庭系ごみは目標を達成していますが、事業系ごみは目標を達成していません。[表3-23]

また、リサイクル率については令和3年度は目標を達成していますが、令和4年度以降は目標を達成をしていません。[表3-24]

表3-23 ごみ減量行動計画におけるごみ排出量の目標値と実績値の比較

年度			← 第4次計画 →			→ 第5次計画
			R 3	R 4	R 5	R 6
目標値	原単位（1人1日当たりの排出量）（g）	家庭系	670	655	640	670
		事業系	303	292	280	280
		合計	973	947	920	950
実績値	原単位（1人1日当たりの排出量）（g）	家庭系	688	680	654	654
		事業系	285	282	273	281
		合計	973	962	927	935
達成率（%）		家庭系	97.4%	96.4%	97.9%	102.5%
		事業系	106.3%	103.5%	102.6%	99.6%
		合計	100.0%	98.5%	99.3%	101.6%

※達成率：目標値／実績値×100（%）

まちづくり支援課資料

表3-24 ごみ減量行動計画におけるリサイクル率の目標値と実績値の比較

年度		← 第4次計画 →			→ 第5次計画
		R 3	R 4	R 5	R 6
目標値（%）	リサイクル率	20.6	22.8	25.0	18.0
	行政回収分	-	-	-	9.0
実績値（%）	リサイクル率	21.8	17.7	13.8	12.2
	行政回収分	8.7	8.5	8.5	8.2
達成率（%）	リサイクル率	105.8%	77.6%	55.2%	67.8%
	行政回収分	-	-	-	91.1%

※達成率：実績値／目標値×100（%）

まちづくり支援課資料

第 13 節 課題

(1) ごみ排出量とリサイクル率

ごみの排出量については、広域事務組合のごみ処理基本計画では家庭系ごみは令和 3 年度と 4 年度で目標を達成していませんが、令和 5 年度以降は目標を達成しています。事業系ごみは毎年度目標を達成しており、合計においても毎年度目標を達成しています。また、ごみ減量行動計画では、家庭系、事業系、合計のいずれも、年度により目標を達成したり、達成しなかったりとなっており安定していない状態です。今後も継続してごみの減量に努めていく必要があります。

リサイクル率は目標を達成していないため、市民や事業者のリサイクル推進に対する意識の向上を図るとともに、資源化の拡大に努めていく必要があります。

(2) 収集・運搬

広域事務組合が主体となって今後も安定的かつ確実にごみの収集・運搬を行っていくため、効率的で効果的な運用に努めていく必要があります。

(3) 中間処理

十和田ごみ焼却施設は令和 6 年度末で竣工から 40 年、大規模改修から 22 年が経過し、老朽化の進行により焼却能力が低下しており、老朽化対策が急務となっています。また、十和田粗大ごみ処理施設は竣工から 28 年が経過し、各設備・機器の劣化の進行が認められるため、今後も適正な維持管理のもと、施設機能を保持していく必要があります。

(4) 最終処分

十和田最終処分場及び五戸第 2 最終処分場の埋立許可期間は、令和 13 年度末となっています。十和田最終処分場は残余容量が少なく、今後も埋立予定がないことから、広域事務組合において令和 7 年度から廃止に向けた手続きを進めています。

五戸第 2 最終処分場は、破碎後の不燃残さを埋立しており、広域事務組合の試算によれば 20 年以上は使用できる見込みとなっています。

(5) 処理経費

電気料や資材、薬品類の高騰、施設の老朽化に伴う修繕費の増加等により、ごみの処理経費は増加しています。現在の処理施設を長く使うためにも、ごみそのものの発生・排出抑制が必要であり、市民や事業者のごみ減量やリサイクル推進に対する意識の向上を図っていく必要があります。

第4章 ごみ排出量の見込み（現状の施策維持の場合）

第1節 将来人口の推計

将来人口は、まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・第2期総合戦略に基づく、人口ビジョンの値を踏襲するものとします。表4-1のとおり、市の人口は今後も減少していくと推計されます。

表4-1 人口の推計 (単位：人)

年度	R 6	R 12	R 17
人口	57,520	53,728	50,155

住民基本台帳（R6.9末現在）、十和田市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・第2期総合戦略（R7.1月改訂）

第2節 ごみ排出量の予測

ごみの排出量は、人口の減少に応じ減少していくと予測します。

ここでは、新たな施策を行わず、現状の施策を維持した場合のごみの排出量の予測を行います。

表4-2のとおり、過去11年間（平成26年度から令和6年度）のごみの排出量の平均増減率を求め、現在の施策を維持した場合、その平均値ずつ増減していくと仮定し、将来のごみの排出量を推計します。ただし、粗大ごみについては、5.4%増と大幅な増加となっているため、今後、予測値は増加率が半減していくという見込みで予測しています。

表4-2 ごみの分別区分ごとの平均増減率・予測値

種別	平均増減率	予測値
■可燃ごみ	1.6%減/年	1.6%減/年
■不燃ごみ	1.8%減/年	1.8%減/年
■粗大ごみ	5.4%増/年	2.7%増/年
■資源ごみ	資源ごみ 3.6%減/年、 使用済小型家電 0%、資源集団回収 7%減/年	3.3%減/年

令和12年度の家庭系ごみの排出量は12,422トン（原単位633g/人・日）、事業系ごみの排出量は5,394トン（原単位275g/人・日）、総排出量は17,816トン（原単位908g/人・日）と推計されます。

また、令和17年度の家庭系ごみの排出量は11,493トン（原単位626g/人・日）、事業系ごみの排出量は5,001トン（原単位273g/人・日）、総排出量は16,494トン（原単位899g/人・日）と推計されます。[表4-3、表4-4]

表 4-3 ごみ排出量の将来予測

実績 ← → 見込 (単位：t)

種別		年度	H26	R 2	R 6	R 12	R 17
排出量 (t)	可燃ごみ	家庭系	12,366	11,869	11,083	10,059	9,279
				▲ 497	▲ 786	▲ 1,024	▲ 780
		事業系	7,407	6,779	5,706	5,182	4,780
			▲ 628	▲ 1,073	▲ 524	▲ 402	
	計	19,773	18,648	16,789	15,241	14,059	
			▲ 1,125	▲ 1,859	▲ 1,548	▲ 1,182	
	不燃ごみ	家庭系	526	496	409	367	335
				▲ 30	▲ 87	▲ 42	▲ 32
		事業系	14	24	37	33	30
			10	13	▲ 4	▲ 3	
	計	540	520	446	400	365	
			▲ 20	▲ 74	▲ 46	▲ 35	
	粗大ごみ	家庭系	442	650	662	777	887
				208	12	115	110
		事業系	61	80	117	137	156
			19	37	20	19	
	計	503	730	779	914	1,043	
			227	49	135	129	
資源ごみ	家庭系	2,449	1,825	1,568	1,219	992	
			▲ 624	▲ 257	▲ 349	▲ 227	
	事業系	107	55	52	42	35	
		▲ 52	▲ 3	▲ 10	▲ 7		
計	2556	1,880	1,620	1,261	1,027		
		▲ 676	▲ 260	▲ 359	▲ 234		
小計	家庭系	15,783	14,840	13,722	12,422	11,493	
			▲ 943	▲ 1,118	▲ 1,300	▲ 929	
	事業系	7,589	6,938	5,912	5,394	5,001	
			▲ 651	▲ 1,026	▲ 518	▲ 393	
合計		23,372	21,778	19,634	17,816	16,494	
			▲ 1,594	▲ 2,144	▲ 1,818	▲ 1,322	

一般廃棄物処理事業実態調査結果 (環境省)、まちづくり支援課資料

(注)下段数値は左欄の数値に対する増減率

表 4-4 ごみ排出量の将来予測（原単位）

実績 ← → 見込 （単位：g）

種別	年度	H26	R 2	R 6	R 12	R 17	
原単位（g）	可燃ごみ	家庭系	528	538	528	513	506
				10	▲ 10	▲ 15	▲ 7
		事業系	316	307	272	264	260
			▲ 9	▲ 35	▲ 8	▲ 4	
	計	844	845	800	777	766	
			1	▲ 45	▲ 23	▲ 11	
	不燃ごみ	家庭系	22	22	19	19	18
				0	▲ 3	0	▲ 1
		事業系	1	1	2	2	2
			0	1	0	0	
	計	23	23	21	21	20	
			0	▲ 2	0	▲ 1	
	粗大ごみ	家庭系	19	29	32	40	48
				10	3	8	8
		事業系	3	4	5	7	9
		1	1	2	2		
計	22	33	37	47	57		
		11	4	10	10		
資源ごみ	家庭系	105	83	75	62	54	
			▲ 22	▲ 8	▲ 13	▲ 8	
	事業系	5	2	2	2	2	
		▲ 3	0	0	0		
計	110	85	77	64	56		
		▲ 25	▲ 8	▲ 13	▲ 8		
小計	家庭系	674	672	654	633	626	
			▲ 2	▲ 18	▲ 21	▲ 7	
	事業系	325	314	281	275	273	
			▲ 10	▲ 33	▲ 6	▲ 2	
合計		999	986	935	908	899	
			▲ 11	▲ 51	▲ 27	▲ 11	

一般廃棄物処理事業実態調査結果（環境省）、まちづくり支援課資料

（注）下段数値は左欄の数値に対する増減率、令和 17 年度はうるう年のため年間総日数は 366

第 3 節 リサイクル率の予測

ごみの排出量の予測をもとに、リサイクル率を予測します。

資源ごみ資源化量（資源ごみ排出量×98%（R2～R6 平均値）、資源集団回収量、使用済小型家電回収量、不燃ごみと粗大ごみから回収した有用金属の量をすべて足した資源化量の計）をごみの総排出量で割り、100 をかけてリサイクル率を試算します。

また、十和田市の民間回収量は過去 10 年間（平成 27 年度から令和 5 年度）の平均増減率を求め、その平均値ずつ増減していくと仮定して推計します。（平均増減率：2.9%減/年）

行政回収分のリサイクル率は令和 12 年度 8.8%、令和 17 年度 8.3%、民間回収分を含む市全体のリサイクル率は、令和 12 年度 25.0%、令和 17 年度 23.6%と推計されます。[表 4-5、表 4-6]

表 4-5 リサイクル率の将来予測（行政回収分）

年度	実績←→見込（単位：t、%）			
	R 2	R 6	R 12	R 17
①ごみ総排出量	21,778	19,634	17,816	16,494
		▲ 2,144	▲ 1,818	▲ 1,322
十和田市回収分資源化量①	1,843	1,608	1,239	1,009
		▲ 235	▲ 369	▲ 230
資源ごみ資源化量	1,518	1,347	1,070	891
		▲ 171	▲ 277	▲ 179
資源集団回収量	323	258	167	116
		▲ 65	▲ 91	▲ 51
使用済小型家電回収量	2	2	2	2
		0	0	0
広域事務組合処理施設回収分資源化量② （十和田市分）	2,213	790	327	355
		▲ 1,423	▲ 463	28
不燃ごみと粗大ごみから回収した有用金属量	361	301	327	355
		▲ 60	26	28
焼却灰・飛灰セメント原料化量③	1,852	489	0	0
		▲ 1,363	▲ 489	0
⑤資源化量の合計（行政回収分） （①+②）	4,056	2,397	1,566	1,364
		▲ 1,659	▲ 831	▲ 202
③行政回収分リサイクル率（%） ⑤÷①×100	18.6%	12.2%	8.8%	8.3%
		▲ 6.4	▲ 3.4	▲ 0.5
十和田市回収分リサイクル率（%）④ ①÷①×100	8.5%	8.2%	7.0%	6.1%
		▲ 0.3	▲ 1.2	▲ 0.9
広域事務組合処理施設回収分（%）⑤ ②÷①×100	10.1%	4.0%	1.8%	2.2%
		▲ 6.2	▲ 2.2	0.4

表 4-6 リサイクル率の将来予測（民間回収分、市全体）

年度	実績←→見込（単位：t、%）			
	R 2	R 5	R 12	R 17
民間回収量（十和田市分 推計）⑥	6,243	4,718	3,840	3,314
		▲ 1,525	▲ 878	▲ 526
④市全体の資源化量（推計） ③+⑥	10,299	7,457	5,406	4,678
		▲ 2,842	▲ 2,051	▲ 728
民間回収分リサイクル率（推計）（%） ⑥÷（①+⑥）×100	22.3%	19.2%	17.7%	16.7%
		▲ 3.1	▲ 1.5	▲ 1.0
市全体のリサイクル率（推計）（%） ④÷（①+⑥）×100	36.8%	30.4%	25.0%	23.6%
		▲ 6.4	▲ 5.4	▲ 1.4

表 4-5、表 4-6 とともに

一般廃棄物処理事業実態調査結果（環境省）、青森県資料、広域事務組合資料、まちづくり支援課資料
 (注)表中、下段数値は前年度比、リサイクル率（%）=資源化量÷ごみ総排出量×100

第5章 目標値の設定

第1節 可燃ごみ

(1) 目標値の設定の考え方

広域事務組合では、老朽化が著しいごみ焼却施設の整備（更新）を検討しています。

施設整備に係る施設規模（焼却能力）の算定に当たっては、環境省からの通知「一般廃棄物焼却施設の整備に係る規模の算定基礎となる計画1人1日ごみ排出量について」（循環適発第2409052号）に基づき設定することとなるため、可燃ごみの目標値はこの通知に基づき設定します。

(2) 目標値の設定

環境省からの通知において、計画1人1日当たりの可燃ごみの排出量は、「それぞれの市町村等における令和2年度の実績に対して16%減じた数値と580gとを比較して大きい方の数値を上限値として設定すること」とされています。

表5-1のとおり、市の令和2年度の1人1日当たりの可燃ごみの排出量から16%減じた数値は709gとなり、580gより大きいことから、可燃ごみの1人1日当たりの排出量の目標値は709gとします。

表5-1 可燃ごみの目標値

	令和2年度 (実績)	令和17年度 (目標値)
1人1日当たりの可燃ごみ排出量	845g/人・日	709g/人・日

(3) 施設規模の試算

令和17年度の市の可燃ごみの1人1日当たりのごみの排出量が709gの場合、可燃ごみの1日当たりの排出量は、35.6トンになります。

広域事務組合における可燃ごみの当市の割合は令和5年度実績で約55%のため、広域事務組合全体の可燃ごみの1日当たりの排出量は、64.8トンと試算されます。

施設規模について広域事務組合が使用した施設規模の算定式^{*}を用いて試算すると、1日93.4トンの焼却能力と試算されます。[表5-2]

表 5-2 施設規模の試算

市の可燃ごみ 1 日当たりの排出量 (709g/人・日×50,155 人÷10 ⁶)	35.6 t /日
広域事務組合全体の可燃ごみ 1 日当たりの排出量 (35.6 t /日÷0.55)	64.8 t /日
ごみ焼却施設の施設規模 (焼却能力) ※	93.4 t /日

※ごみ焼却施設の整備に係る施設規模 (焼却能力) の算定式
 = 構成市町村 1 日当たりの可燃ごみ排出量 ÷ 実稼働率 ÷ 調整稼働率 × 災害廃棄物受け入れ
 = 64.8 t /日 ÷ 0.795 【290 日 / 365 日】 ÷ 0.96 【350 日 / 365 日】 × 1.1
 = 93.4 t /日 ((公社) 全国都市清掃会議「ごみ処理施設整備の計画・設計要領 2017 改訂

(4) 現状維持の施策による予測値と目標値との差

可燃ごみの予測値 (表 4-4) と目標値 (表 5-1) の差は表 5-3 のとおりです。

目標を達成するためには 57 g 減量が必要であり、新たな施策の実施や現状施策の見直しが必要となります。

表 5-3 予測値と目標値の差

	令和 17 年度 予測値	令和 17 年度 目標値	目標値-予測値 差
1 人 1 日当たりの可燃ごみ排出量	766 g /人・日	709 g /人・日	▲57 g /人・日

第 2 節 不燃ごみ

(1) 目標値の設定の考え方

現状維持の施策による予測値は年 1.8% 減少していきませんが、使用済小型家電の回収を更に推進することで、不燃ごみが更に減少するよう目標値を設定します。

(2) 目標値の設定

回収された家庭系の不燃ごみのうち、使用済小型家電の割合は 10.8%* と見込まれます。現状維持の施策による予測値 335 トンから試算すると 36 トンとなります。予測値から 36 トンを減算すると目標値の排出量は 299 トンと試算され、そこから原単位を求めます。

[表 5-4]

〈算出式〉

(家庭系 299 t /年 + 事業系 30 t /年) ÷ 366 日 ÷ 50,155 人 (令和 17 年度人口) × 10⁶

※「令和 2 年度リチウムイオン電池等処理困難物適正処理対策検討業務結果 (業務報告書等抜粋)」環境省

表 5-4 不燃ごみの目標値

	令和 6 年度 (実績)	令和 17 年度 (目標値)
1 人 1 日当たりの不燃ごみ排出量	21 g /人・日	18 g /人・日

(3) 現状維持の施策による予測値と目標値との差

不燃ごみの予測値（表 4-4）と目標値（表 5-4）の差は表 5-5 のとおりです。

目標を達成するためには 2 g 減量が必要であり、(2) 目標値の設定で記載した取組を推進していく必要があります。[表 5-5]

表 5-5 予測値と目標値の差

	令和 17 年度 予測値	令和 17 年度 目標値	目標値-予測値 差
1 人 1 日当たりの不燃ごみ排出量	20 g / 人・日	18 g / 人・日	▲ 2 g / 人・日

第 3 節 粗大ごみ

(1) 目標値の設定の考え方

排出量が年々増加しているため、再利用を推進することでこれを抑制し、現状の排出量を令和 17 年度まで維持するよう目標値を設定します。

(2) 目標値の設定

令和 6 年度の 1 人 1 日当たりの排出量 37 g / 人・日を維持することを目標とし、37 g / 人・日を目標値と設定します。[表 5-6]

表 5-6 粗大ごみの目標値

	令和 6 年度 (実績)	令和 17 年度 (目標値)
1 人 1 日当たりの粗大ごみ排出量	37 g / 人・日	37 g / 人・日

(3) 現状維持の施策による予測値と目標値との差

粗大ごみの予測値（表 4-4）と目標値（表 5-6）の差は表 5-7 のとおりです。

目標を達成するためには 20 g 減量が必要であり、新たな施策の実施や現状施策の見直しが必要となります。

表 5-7 予測値と目標値の差

	令和 17 年度 予測値	令和 17 年度 目標値	目標値-予測値 差
1 人 1 日当たりの粗大ごみ排出量	57 g / 人・日	37 g / 人・日	▲ 20 g / 人・日

第4節 資源ごみ

(1) 目標値の設定の考え方

現状の施策維持の場合、1人1日当たりの排出量は年3.3%減少していきませんが、製品プラスチックの分別回収や使用済小型家電回収及び資源集団回収の推進などにより、家庭系の資源ごみの増加を見込み、目標値を設定します。

(2) 目標値の設定

①製品プラスチックを資源ごみとして分別回収することで、プラスチックごみが35%^{*}増加することが見込まれます。令和2年度から令和6年度の5年間のプラスチックごみ平均回収量198トンから試算すると増加量は69トンとなります。これを現状維持の施策による予測値に加算します。

※「プラスチックを取り巻く国内外の状況〈資料集〉」環境省

②第2節で試算した使用済小型家電回収量36トンを予測値に加算します。

③資源集団回収については、予測値が年7%減少する試算ですが、資源集団回収の推進により、減少率を3.3ポイント抑制し年3.7%減少する（回収量54トン増）こととします。

④可燃ごみに含まれている紙ごみの分別を徹底することで、家庭系の可燃ごみに含まれる紙ごみの5%の量79トンの増加を見込みます。

〈算出式〉

$$\begin{aligned} & (\text{可燃ごみ } 800 \text{ g} / \text{人} \cdot \text{日} \times \text{可燃ごみの組成 (紙類) } 28.39\% \times \text{削減目標量 } 5\% \times 1/3 \\ & (\text{家庭系 } 1 : \text{事業系 } 3)) \times 57,520 \text{ 人 (令和6年度人口)} \times 365 \text{ 日} \div 10^6 = 79 \text{ t} \end{aligned}$$

資源ごみの家庭系予測値（表4-3）に①から④を加算し、目標値を求めます。

〈算出式〉

$$\begin{aligned} & (\text{家庭系予測値} + \text{①} + \text{②} + \text{③} + \text{④} + \text{事業系予測値}) \div 366 \text{ 日} \div \text{令和17年度人口} \times 10^6 \\ & = (992 \text{ t} + 69 \text{ t} + 36 \text{ t} + 54 \text{ t} + 79 \text{ t} + 35 \text{ t}) \div 366 \text{ 日} \div 50,155 \text{ 人} \times 10^6 \\ & = 1,265 \text{ t} \div 366 \text{ 日} \div 50,155 \text{ 人} \times 10^6 \\ & = 69 \text{ g} / \text{人} \cdot \text{日} \end{aligned}$$

各種取組を実施していきませんが、小売店の店頭回収や事業系の紙ごみのリサイクル業者による直接回収等は資源ごみとして計上されないため、目標値は令和6年度実績より低くなります。[表5-8]

表5-8 資源ごみの目標値

	令和6年度 (実績)	令和17年度 (目標値)
1人1日当たりの資源ごみ排出量	77g/人・日	69g/人・日

(3) 現状維持の施策による予測値と目標値との差

資源ごみの予測値（表 4-4）と目標値（表 5-8）の差は表 5-9 のとおりです。

目標を達成するためには 13 g の増加が必要であり、(2) 目標値の設定で記載した取組を推進していく必要があります。

表 5-9 予測値と目標値の差

	令和 17 年度 予測値	令和 17 年度 目標値	目標値-予測値 差
1 人 1 日当たりの資源ごみ排出量	56 g / 人・日	69 g / 人・日	13 g / 人・日

第 5 節 リサイクル率

(1) 目標値の設定の考え方

各種施策による、ごみ減量・再資源化を反映させた場合のリサイクル率を算出します。民間回収量も含めて算出したリサイクル率を目標値として設定し、本市の取組成果の評価及び全国との比較のため、一般廃棄物処理事業実態調査に基づく行政回収分リサイクル率及び民間回収分リサイクル率も記載します。

なお、リサイクル率の算定にあたって使用する各資源化量の目標値は下記のとおりです。

・資源化量（行政回収分）の目標値

表 4-5 と第 4 節（2）から、行政回収分の目標値を算出します。

表 5-10 資源化量（行政回収分）の目標値

資源ごみの種類	目標値（算出式）
資源ごみ資源化量 ^{※1}	1,035 t
資源集団回収量	170 t（予測値 116 t + 加算 54 t）
使用済小型家電回収量	38 t（予測値 2t + 加算 36 t）
広域事務組合の処理施設回収量 ^{※2}	249 t
合計（行政回収分）	1,492 t

※1 資源ごみ排出量 1,056 t × 資源化率 98%（R2～R6 の平均値）

※2 不燃ごみ排出量 329 t × 資源化率 20%（R2～R6 の平均値） + 粗大ごみ排出量 679 t × 資源化率 27%（R2～R6 の平均値）

・資源化量（民間回収分）の目標値

資源ごみの目標値は 1,265 トン（表 5-13）で、予測値 1,027 トン（表 4-3）に対し 23% の増加率です。この増加率を民間回収分にも適用し、目標値は予測値 3,314 トン（表 4-6）×1.23=4,076 トンとします。

(2) 目標値の設定

①市全体のリサイクル率

民間回収分を含めた市全体のリサイクル率の目標値を 28.8% と設定します。[表 5-11]

〈算出式〉

$$\begin{aligned} & \text{市全体の資源化量の目標値（行政回収分＋民間回収分）} \div \text{市全体のごみ総排出量} \\ & \quad \left(\text{ごみ総排出量（資料4）} + \text{民間回収分} \right) \times 100 \\ & = (1,492 \text{ t} + 4,076 \text{ t}) \div (15,285 \text{ t} + 4,076 \text{ t}) \times 100 \\ & = 5,568 \text{ t} \div 19,358 \text{ t} \times 100 \\ & \doteq \underline{28.8\%} \end{aligned}$$

②行政回収分リサイクル率

表 5-10 を基に、行政回収分のリサイクル率の目標値を 9.8% と設定します。[表 5-11]

〈算出式〉

$$\begin{aligned} & \text{資源化量の目標値（行政回収分）} \div \text{ごみ総排出量} \times 100 \\ & = 1,492 \text{ t} \div 15,285 \text{ t} \times 100 \\ & \doteq 9.8\% \end{aligned}$$

③民間回収分リサイクル率

民間回収分のリサイクル率の目標値を 21.1% と設定します。[表 5-11]

〈算出式〉

$$\begin{aligned} & \text{資源化量の目標値（民間回収分）} \div \text{市全体のごみ総排出量（ごみ総排出量＋民間回} \\ & \quad \text{収分）} \times 100 \\ & = 4,076 \text{ t} \div (15,285 \text{ t} + 4,076 \text{ t}) \times 100 \\ & = 4,076 \text{ t} \div 19,359 \text{ t} \times 100 \\ & \doteq 21.1\% \end{aligned}$$

表 5-11 リサイクル率の目標値

	令和 6 年度 (実績)	令和 17 年度 (目標値)
① 市全体のリサイクル率	公表前	28.8%
(参考)		
② 行政回収分リサイクル率	12.2%	9.8%
③ 民間回収分リサイクル率	公表前	21.1%

※「①・③」と「②」は算定式が異なるため、合計は一致しない

※令和 6 年度の民間回収量について公表前のため算出できない。

(3) 現状維持の施策による予測値と目標値との差

リサイクル率の予測値（表 4-4）と目標値（表 5-11）の差は表 5-12 のとおりです。

目標を達成するためには更に下記のとおり増加が必要であり、新たな施策の実施や現状施策の見直しが必要となります。

表 5-12 予測値と目標値の差

	令和 17 年度 予測値	令和 17 年度 目標値	目標値-予測値 差
市全体のリサイクル率	23.6%	28.8%	5.2 ポイント
(参考)			
行政回収分リサイクル率	8.3%	9.8%	1.5 ポイント
民間回収分リサイクル率	16.7%	21.1%	4.4 ポイント

第 6 節 ごみ排出量の見込みと目標値 (まとめ)

(1) ごみ排出量の見込み

目標年度（令和 17 年度）における各種取組を実施した場合のごみの排出量の見込みは、表 5-13 のとおりです。

表 5-13 ごみ排出量の見込み

	令和 17 年度（見込み）
可燃ごみ	13,012 t
不燃ごみ	329 t
粗大ごみ	679 t
資源ごみ	1,265 t
合 計	15,285 t

(2) 目標値

令和 17 年度における分別区分ごとの目標値は表 5-14 のとおりです。（予測人口は 50,155 人です。）

表 5-14 目標値（原単位）

	令和 17 年度（目標値）
可燃ごみ	709 g / 人・日
不燃ごみ	18 g / 人・日
粗大ごみ	37 g / 人・日
資源ごみ	69 g / 人・日
合 計	833 g / 人・日

第6章 ごみ処理基本計画

第1節 基本方針

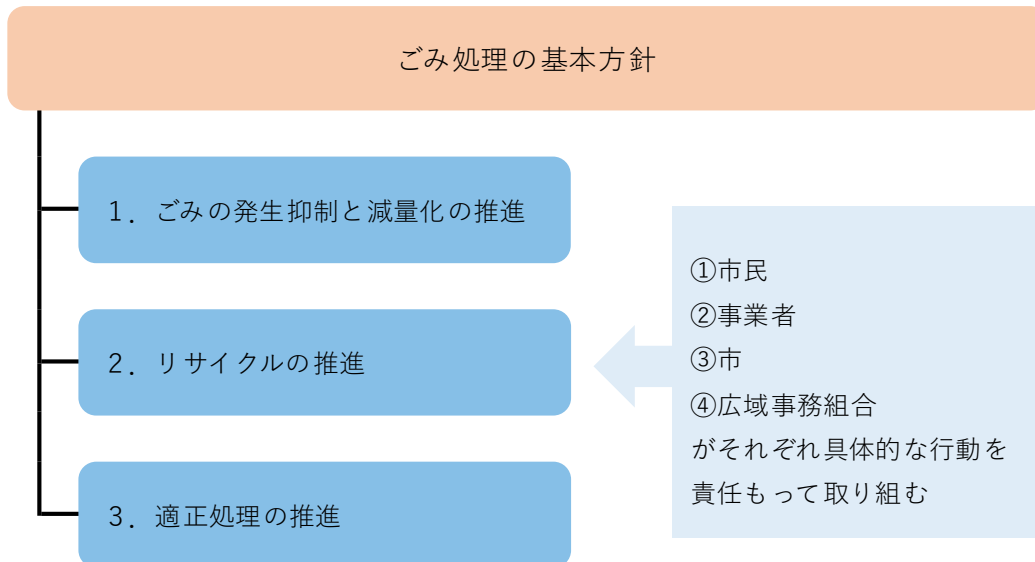
広域事務組合が策定した現在のごみ処理基本計画において、市民、事業者、行政が一体となった取組を推進した結果、ごみの総排出量は目標値を達成しています。

さらに、第5次十和田市ごみ減量行動計画において、1年目の令和6年度のごみの総排出量は目標値を達成しています。

今後、広域事務組合におけるごみ焼却施設の更新に際し、一層のごみ減量が必要となることから、以下の基本方針を掲げ、より実効性の高い施策を展開していく必要があります。

[図 6-1]

図 6-1 ごみ処理の基本方針



第2節 目標達成に向けた施策

基本方針に基づく目標達成に向けた施策は下記のとおりです。

基本方針	施策
ごみの発生抑制と減量化の推進	・ 生ごみ減量の促進 ・ 資源物の分別の徹底 ・ 周知啓発
リサイクルの推進	・ 生ごみの資源化推進 ・ 資源物の分別の徹底 ・ 資源物回収の推進 ・ 周知啓発
適正処理の推進	・ 不法投棄防止 ・ 周知啓発

第3節 市民・事業者・行政（市及び広域事務組合）の役割と取組

ごみの減量化に向け、市民、事業者、行政それぞれの役割と取組を整理します。

（1）市民

①市民の役割

市民はごみや環境への関心を持ち、ごみの減量や資源となるごみの分別、リサイクルに取り組めます。

②市民の取組

- ・食材を「使いきる」、料理を「食べきる」、生ごみの「水をきる」の3つの「きる」を推進し、生ごみの減量化に努める。
- ・生ごみの堆肥化や乾燥など、生ごみの減量化に努める。
- ・消費期限、賞味期限の理解を深める。
※賞味期限はおいしく食べられる期限であり、期限後も食べられる。
- ・マイバッグを持参し、レジ袋の使用を抑制する。
- ・詰め替え商品の購入、使用に努める。
- ・ものをすぐに捨てずに、修理するなどして長く使用するよう努める。
- ・紙類やプラスチック類が資源化されるよう、ごみの分別に努める。
- ・リチウムイオン電池等の小型充電式電池について資源化を推進するため分別、適正排出に努める。
- ・町内会等が行う資源集団回収に積極的に参加する。
- ・衣類や小型家電の回収拠点を積極的に利用する。
- ・スーパーマーケット等の店頭回収を積極的に利用する。
- ・住人同士で協力し、ごみ収集場所を適正に維持管理する。

【重点】

- ・3つの「きる」を推進し、生ごみの減量化に努める。
- ・生ごみの堆肥化や乾燥など、生ごみの減量化に努める。
- ・分別ルールを厳守し、ごみの分別を徹底する。
- ・資源集団回収に積極的に参加する。

（2）事業者

①事業者の役割

事業者は、環境への配慮を意識し、事業活動により発生するごみの減量、資源物の分別と資源化に取り組めます。また、市民にとってごみの減量やリサイクルにつながる取組を行います。

②事業者の取組

- ・ごみの減量に取り組む。
- ・ごみ処理計画及び関連施策に積極的に協力する。
- ・生ごみはバイオガス発電施設等へ搬入し、生ごみの資源化に努める。
- ・紙ごみなど資源物は分別し、資源化に努める。
- ・個別リサイクル法を遵守するとともに、リサイクル製品の回収・資源化に努める。
- ・不法投棄をしない。
- ・不法投棄されないよう事務所や所有地周辺を適正に管理する。

【重点】

- ・バイオガス発電施設等を活用し、生ごみの資源化を推進する。
- ・オフィス町内会（古紙回収事業）への参加により紙ごみの削減とリサイクルを推進する。
- ・機密文書出張シュレッダーを活用し、紙ごみの削減とリサイクルを推進する。

(3) 市

①市の役割

市は、一般廃棄物の減量、適正な処理に関する計画を策定し、施策を通じた計画の推進や普及啓発に取り組めます。

②市の取組

- ・ホームページや広報誌でごみ減量に関する情報提供を行い、減量化の必要性を理解してもらう。
- ・市民、事業者に対して生ごみの自己処理や水きりによる減量化への有効性を理解してもらう。
- ・3010運動を推奨する。
※3010運動とは、宴会の最初の30分と最後の10分は自席で料理を楽しむ時間を設ける運動のこと。
- ・ごみの減量等に関する勉強会や説明会を開催する。
- ・再利用を推進するため、子ども服の交換会等のイベントを継続する。
- ・家庭から排出される生ごみの回収事業を拡大する。
- ・公共施設から排出される生ごみの回収事業を拡大する。
- ・粗大ごみのうち、まだ使用可能な品物のリユース推進を検討する。
- ・家庭から排出されるごみ処理の有料化を検討する。
- ・ホームページ、広報誌、イベント等で住民や事業者に対してリサイクルに関する情報提供を行う。
- ・事業者に対し、バイオガス発電施設等を利用した生ごみの資源化について協力の依頼をする。
- ・製品プラスチックの資源化に向け、分別収集の開始に関する市民への広報活動を行う。
- ・回収拠点を増やすなど、使用済小型家電回収を強化する。
- ・資源集団回収について市民への広報活動を行うとともに、回収品目の拡大を検討する。
- ・市民に対してごみの適正排出、適正処理に対する環境教育、広報啓発等を行う。
- ・事業系ごみの適正排出、資源化を含めた適正処理に向けた広報啓発に努める。
- ・リチウムイオン電池等の小型充電式電池の処理基準を明確にし、処理方法について周知を図る。

【重点】

- ・生ごみ資源化の拡充を図り、市民に対し支援を、事業者に対し協力の依頼を行う。
- ・ごみの減量やリサイクル等の広報啓発の充実に努める。
- ・ごみの出し方のルールを市民に理解してもらう。
- ・計画の進捗状況、達成状況等を確認し、状況に応じて必要な措置を行う。

(4) 広域事務組合

①広域事務組合の役割

広域事務組合は、構成市町村と協力して、ごみの減量とリサイクルの推進及び適正な施設管理とごみの収集・処理に取り組みます。

②広域事務組合の取組

- ・構成市町村に対してごみの排出量、ごみの性状等の情報を提供し、ごみの減量化に協力する。
- ・紙ごみの受け入れ制限を検討する。
- ・家庭から排出されるごみ処理の有料化を検討する。
- ・ごみ処理手数料の見直しを検討する。
- ・中間処理による金属回収、資源ごみの資源化を行う。
- ・製品プラスチックの分別収集を検討する。
- ・使用済紙おむつの再生利用等の調査、研究を継続して行う。
- ・剪定枝の裁断処理機や刈草の乾燥機などの設備の導入を検討する。
- ・粗大ごみのうち、まだ使用可能な品物のリユース推進を検討する。
- ・適正な収集、運搬体制を検討する。
- ・リチウムイオン電池等の小型充電式電池の処理基準を明確にし、処理方法について周知を図る。
- ・搬入から処理、処分に至るまでの適正な運営と維持管理に努める。

【重点】

- ・施設の適正管理を行うと同時に、適正処理を継続する。
- ・家庭から排出されるごみ処理の有料化を検討する。
- ・ごみ処理手数料の見直しを検討する。

第4節 将来のごみ分別区分

将来の家庭系ごみの分別区分は、表 6-1 に示すように、従来どおり 12 区分とします。また、製品プラスチックをプラスチック製容器包装と一緒に回収することを検討し、「プラスチック製容器包装」から「プラスチック製容器包装・製品プラスチック」等へと名称の変更を検討します。

また、リチウムイオン電池等の小型充電式電池の処理方法を検討し、必要に応じて分別区分を適宜見直しながら、広域事務組合や構成町村と協議して適正な処理に努めます。[表 6-1]

表 6-1 将来のごみ分別区分

分別区分		主な内容	
燃えるごみ		生ごみ・貝殻、天ぷら油、水洗いしても汚れの落ちないプラスチック容器、靴・革・ゴム製品、使い捨てカイロ、保冷剤・乾燥剤、使い捨てライター、板・枝類、ビニールホース	
燃えないごみ		金物・ガラス類、陶器類、刃物、小型家電製品、電球・蛍光灯、乾電池・ボタン電池、傘、水洗いしても汚れの落ちないびん・ガラス容器	
粗大ごみ		タンス、ストーブ、マットレス、ベッド、机、食器棚、耐火金庫、自転車、漬物石（店頭販売のもの）、土砂・砂利・ブロック・レンガ（園芸用のもの）、ホームタンク、物干し台、ボウリングの球、油圧ジャッキ、けん引ロープ	
資源 ご み	缶	スチール缶、アルミ缶、王冠、お菓子の缶、スプレー缶	
	びん	飲食用のびん、ワンカップ	
	プラスチック	プラスチック製容器包装・製品プラスチック	プラマークのついているもの、発泡スチロール プラマーク以外のプラスチック製品（玩具・バケツ・ハンガー・植木鉢など）
		ペットボトル	ペットボトル
	紙	紙製容器包装	紙マークのついているもの
		紙パック	紙パック
		新聞	新聞
		段ボール	段ボール
		雑誌・チラシ	雑誌・チラシ、本、コピー用紙

※現在の分別区分から変更される箇所を朱書きにて表示

第5節 ごみの適正処理

(1) ごみの減量計画

令和6年4月に策定した第5次十和田市ごみ減量行動計画を基に、ごみの減量に取り組んでいます。計画期間は令和10年度までとなっていますが、本計画の策定に合わせ改定を検討します。

(2) 収集・運搬計画

①収集・運搬体制

収集・運搬は、現行の収集・運搬体制を継続して実施します。

ただし、製品プラスチックについては、分別収集の開始時に検討するものとします。

[表6-2]

②実施主体

収集・運搬は引き続き広域事務組合が主体となって行います。

表6-2 将来の家庭ごみの収集方法等

分別区分		収集回数	収集方法	排出方法	
燃えるごみ		週2回	ステーション方式	指定ごみ袋	
燃えないごみ		月1回	ステーション方式	指定ごみ袋	
粗大ごみ		月4回	有料予約制による 個別収集	粗大ごみ処理券貼付	
資源 ごみ	缶	月1回	ステーション方式	指定ごみ袋	
	びん	月1回	ステーション方式	指定ごみ袋	
	プラスチック	ペットボトル	月2回	ステーション方式	指定ごみ袋
		プラスチック製容器包装・ 製品プラスチック	月2回	ステーション方式	指定ごみ袋
		※分別収集の開始時に検討			
	紙	紙製容器包装	月1回	ステーション方式	指定ごみ袋
		紙パック	月1回	ステーション方式	ひもで十字に縛る
		段ボール	月1回	ステーション方式	ひもで十字に縛る
		新聞	月1回	ステーション方式	ひもで十字に縛る
		雑誌・チラシ	月1回	ステーション方式	ひもで十字に縛る

※現在の分別区分から変更される箇所を朱書きにて表示

(3) 中間処理計画

①中間処理に関する目標

適正な運転管理による安定的なごみ処理を行い、処理においては環境負荷の低減を図っていきます。また、施設周辺的生活環境や事業活動に支障がないよう、適切な維持管理を継続していきます。

②中間処理方法

中間処理は、基本的に現状どおりとします。

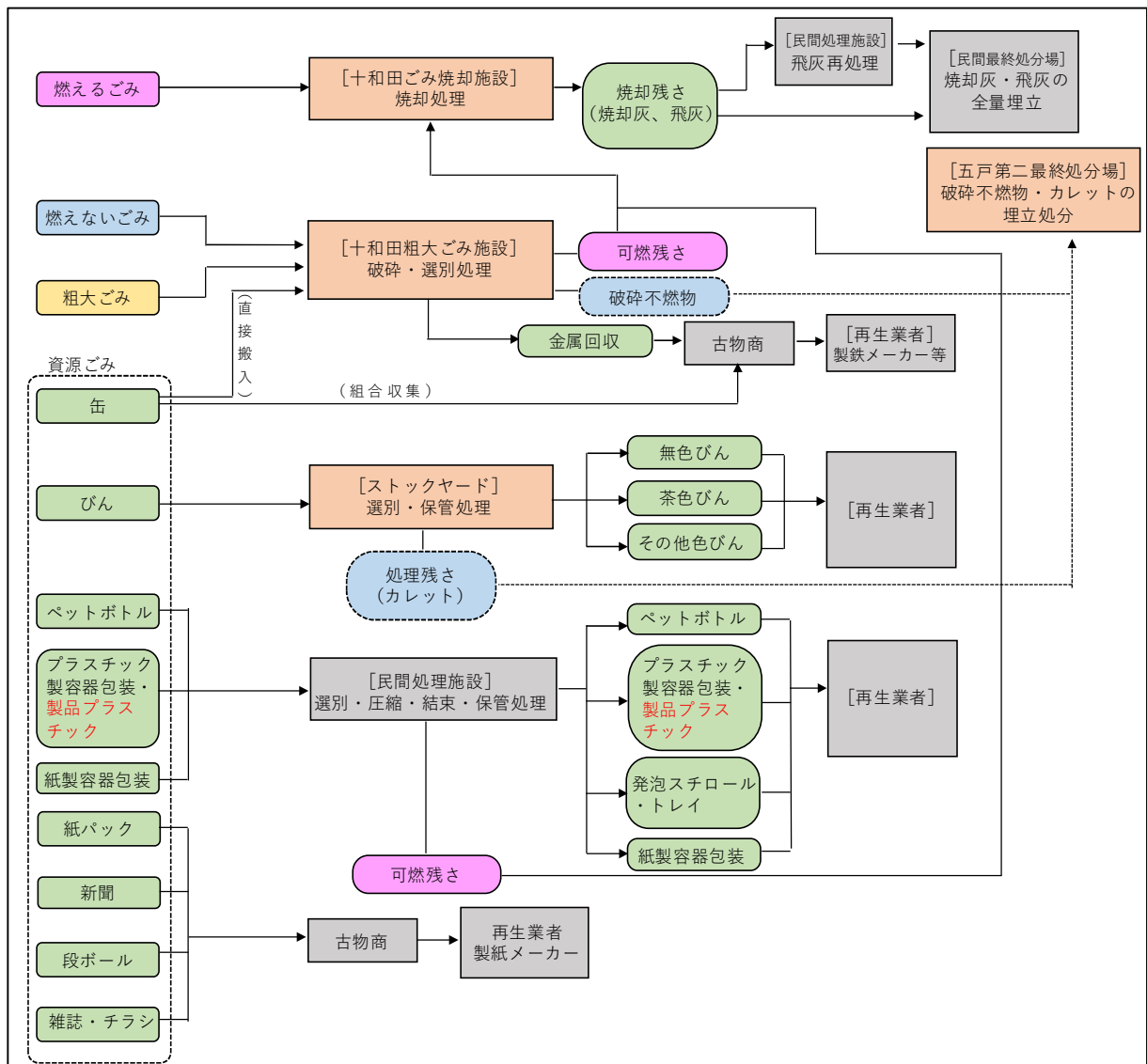
分別の種別が変更になった場合は、広域事務組合や構成町村と協議して、都度見直しを行い、適正な処理に努めます。[図 6-2]

③処理主体

処理は引き続き広域事務組合が主体となって行います。

分別の種別が変更になった場合は、広域事務組合や構成町村と協議して、都度見直しを行い、適正な処理に努めます。

図 6-2 将来のごみ処理フロー



(4) 最終処分計画

①最終処分に関する目標

中間処理施設等で適正な処理を行った後、最終的に残ったもの（残さ）の無害化・安定化を図り、適正な処分に努めます。

②最終処分方法

最終処分対象物は、十和田粗大ごみ処理施設において破碎後の不燃物、処理残さを対象とします。

また、焼却施設からの焼却残さ（焼却灰・飛灰）は最終処分場の延命化を図るためにセメント原料化を行ってきましたが、令和7年度から、すべて埋立処分しています。焼却灰はその全量を民間の最終処分場へ埋立処分し、薬剤による再処理が必要な飛灰はその技術や施設を有する民間企業に再処理と埋立を委託しています。

③処分主体

処分は引き続き広域事務組合が主体となって行います。

第6節 ごみ処理施設の整備

(1) 中間処理施設の整備

十和田ごみ焼却施設は昭和59年度竣工、十和田粗大ごみ処理施設は平成8年度竣工と稼働期間が長く、老朽化が進んでいます。特に十和田ごみ焼却施設は焼却能力が低下しており、老朽化対策は喫緊の課題となっています。そのため、広域事務組合が主体となって、ごみ焼却施設の整備の検討や、適切な維持管理を行っています。

(2) 最終処分場の整備

十和田最終処分場及び五戸第2最終処分場の埋立期間は、令和13年度末となっています。十和田最終処分場は令和2年8月の埋立と覆土を最後に埋立を行っておらず、今後も埋立の予定がないことから、広域事務組合が主体となって、廃止に向けた手続きを進めています。

五戸第2最終処分場は、広域事務組合の試算により20年以上使用できる見込みとなり、継続して使用していきます。

第7節 その他

(1) 一般廃棄物処理業の許可

一般廃棄物処理業の許可については、原則として新規の許可は行っていないものの、ごみ排出状況の変動、ごみの減量化や資源化の推進等の観点から必要に応じて検討するものとし、その詳細については広域事務組合が毎年度策定する「一般廃棄物処理実施計画」で定めるものとします。

(2) 家庭系ごみの有料化

ごみの総排出量、1人1日当たりのごみの排出量は減少傾向にありますが、ごみ焼却施設の老朽化による処理能力の低下もあり、さらなる減量が必要です。ごみ減量化の意識が働くよう、家庭系ごみの有料化実施に向け広域事務組合や構成町村と協議、検討を行います。

(3) 自己搬入に係るごみ処理料金の見直し

ごみの減量化や資源化の推進、ごみ処理経費の適正化を図ることが必要です。ごみ処理施設への自己搬入に係る処理手数料の見直しについては、広域事務組合が主体となり、構成市町村と協議、検討を行います。

(4) 災害廃棄物処理

地震や水害等の災害対策として、「十和田市災害廃棄物処理計画」を策定しており、災害発生時には、当該計画に基づき行動することとします。

十和田市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

令和8年3月

十和田市 暮らし窓口部 暮らし環境課
〒034-8615 青森県十和田市西十二番町6番1号
電話 0176-51-6726
FAX 0176-22-6299